

【裁判所】裁判所の業務

業務の概要

裁判所の仕事は、個人間等の法律的な紛争を解決したり、罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かを判断したりすること等により、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全を保つことです。

フルコスト 3,090.7億円

(内訳)

人にかかるコスト	2,555.3億円
物にかかるコスト	219.9億円
庁舎等(減価償却費)	136.1億円
事業コスト	179.2億円

単位当たりコスト

国民1人当たりコスト: 2,507円

(参考)単位:総人口 123,250,274人

1日当たりコスト: 8.4億円

(参考)単位:年間日数 365日



最高裁判所大法廷

【参考】フルコストの算定方法について

裁判所の業務にかかるフルコストの算定にあたっては、省庁別財務書類における業務費用計算書等を活用して算定しております。

1. 人にかかるコスト

裁判所の業務にかかるフルコストのうち、「人にかかるコスト」の金額を計上しております。

2. 物にかかるコスト

裁判所の業務にかかるフルコストのうち、「物にかかるコスト」の金額を計上しております。

3. 庁舎等(減価償却費)

裁判所の業務にかかるフルコストのうち、「庁舎等(減価償却費)」の金額を計上しております。

4. 事業コスト

裁判所の業務にかかるフルコストのうち、事業コストとして認識しているコストを計上しております。

裁判所のフルコスト情報についての問い合わせ先

最高裁判所事務総局経理局主計課予算第四係 電話番号 03-3264-8111 (代表)